

お知らせ

私立高等学校の授業料等補助

問 学校教育課 ☎ (55)7-1336

▼対象／令和5年4月1日から10月1日までの間、私立高等学校、私立中等教育学校の後期課程、私立特別支援学校の高等部、私立高等専門学校(第3学年まで)、専修学校(修業年限が3年の高等課程)に在籍し、その期間以降も引き続き在籍する生徒(専攻科、別科および通信制課程の特科生を除く)の保護者などで、次のいずれの要件にも該当する方

- ・市内に住所を有する方

- ・本年度の市民税の課税総所得金額が500万円を超えない方

▼補助金額／私立高校生1人につき年額1万円

▼支給予定日／令和6年1月31日(水)

▼必要書類など／

①申請書(※申請場所に設置。市ホームページからもダウンロード可)

②在学証明書(10月1日以降発行のもの)

③保護者等名義の通帳(口座内容の確認ができるもの)

④その他(市内に令和5年1月1日に住所がなかった保護者等→令和5年度(令和4年分)課税(非課税)証明書)

▼受付期間／10月2日(月)～31日(火)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

▼申請場所／学校教育課または各支所(謝祭)

市農畜産物品評会

問 市農畜産業振興会事務局
(産業振興課) ☎ (55)7-1228

愛西市産の農畜産物を一堂に集め、品質の改良および栽培技術の向上、農家の研究心を深めることを目的に、愛西市農畜産業振興会の主催により農畜産物品評会を開催します。

西市農畜産業振興会の主催により農畜産物品評会を開催します。

▼搬入日時／11月24日(金)午前8時30分～午前11時30分

支店(八開支店の場合は午前10時まで)に搬入

▼搬入場所／JAあいち海部北部営農センターまたは、JAあいち海部八開支店(八開支店の場合は午前10時まで)

に搬入

▼参加資格／市内在住の農業者

①自家生産物であること(輸入品は不可)

▼出品規定／

②出品規定一覧に沿つこと

③出品点数は、1人5点まで

④出品票(申込時に配布)を必ず添付

▼出品申込／出品を希望される方は、

品評会出品申込書を11月2日(木)までに産業振興課へ提出

*出品物は無償提供とし、搬入時に参考賞と引き換えます。

▼審査／11月24日(金)午後1時30分

▼表彰式／11月25日(土)午前9時

金賞・銀賞・銅賞の方に表彰

▼表彰式場／JAあいち海部本店(感謝祭)

時から、JAあいち海部本店で開催される感謝祭会場内で展示・即売

※即売会は商品が無くなり次第終了

愛西市マンション管理計画認定制度を10月から開始します

問 都市計画課 ☎ (55)7-1226

市では、マンション管理の適正化を進めるために、「マンション管理計画認定制度」を開始しました。マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、市の認定を受けることができます。

(有効期間5年間)

制度の詳細などは市ホームページよりご確認ください。

制度の詳細などは市ホームページよりご確認ください。

(有効期間5年間)

制度の詳細などは市ホームページよりご確認ください。

制度の詳細などは市ホームページよりご確認ください。



野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています！

問 環境課 ☎ (55)7-1114

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により廃棄物の屋外焼却(野焼き)は禁止です！

▼禁止行為／

・「ごみをそのまま積み上げて燃やす

・穴を掘って燃やす

・ブロック積みの炉、家庭用の焼却炉やドラム缶、一斗缶などで燃やす

集団に出して下さい。

法律で例外とされている焼却の例

・風俗習慣上または宗教上の行事を行つために必要な廃棄物の焼却

(どんど焼きなどの地域行事における焼却など)

・農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物などの焼却

(害虫駆除のための稻わら焼却など)

(※廃ビニールなどの焼却は不可)

・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であつて軽微なもの

(たき火、キャンプファイヤーでの木くずの焼却など)

・軽微なものとは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない少量なもので、周辺地域の生活環境に「著しい影響」を与えない焼却

※軽微なものとは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない少量なもので、周辺地域の生活環境に「著しい影響」を与えない焼却

※軽微なものとは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない少量なもので、周辺地域の生活環境に「著しい影響」を与えない焼却

※軽微なものとは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない少量なもので、周辺地域の生活環境に「著しい影響」を与えない焼却

【快適な生活環境の維持確保のお願い】

焼却の例外扱いとされている場合であつても、風向きや燃やされる量、時間

帯などにより近隣住民から「煙がくさい」「洗濯物に臭いがつく」などの連絡

がありますと、軽微なものとはみなされず、行政指導の対象となることがあります。

また、周辺の状況によつては、火災の原因になることもあります。

例外行為であつても焼却をされる方

の都合だけではなく周辺地域の生活環

境に配慮する必要があります。

市役所 ☎ 496-8555(住所不要) FAX(26)1011 □<https://www.cityaisai.lg.jp/>